静岡県立農林環境専門職大学等寄附金等取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）における寄附金等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程で、「寄附金」とは、本学に次に掲げる経費に充てることを目的に寄附される現金をいう。

(1)　学術研究に要する経費

(2)　教育活動等の充実に要する経費

(3)　学生支援に要する経費

(4)　地域貢献活動に要する経費

(5)　国際交流活動に要する経費

(6)　その他大学の運営に要する経費

２　この規程で、「奨学寄附金」とは、前項第１号に規定する寄附金のうち、寄附者から使途が指定されたものをいう。

３　この規程で、「研究助成金」とは、教員が職務として行う学術研究のために研究助成団体への応募申請等を行ったことに基づいて採択され、当該研究助成団体から当該教員に支給される現金をいう。

（寄附金の使途）

第３条　寄附金の使途は、寄附者が指定するものとする。ただし、寄附者が使途を指定していないときは、学長が使途を指定するものとする。

（寄附金等の受入れ制限）

第４条　次の各号に掲げる条件が付されている寄附金等は、これを受け入れることができない。

(1)　寄附金又は研究助成金により取得した財産を寄附者又は研究助成団体に無償で譲与すること。

(2)　寄附金又は研究助成金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他これらに準ずる権利を寄附者若しくは研究助成団体に譲渡し、又は使用させること。

(3)　寄附金による研究の成果を寄附者に報告すること。

(4)　寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。

(5)　寄附申込後、寄附者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。

(6)　寄附金又は研究助成金を受入れることによって本学の財政負担を伴うもの。ただし、大学の既定予算で賄える場合は、この限りではない。

(7)　その他学長が特に大学運営上支障があると認めた場合

（寄附金の受入れの手続）

第５条　寄附金の申込みは、寄附金申込書により、学長に行うものとする。ただし、学長は、寄附金の申込みの手続について、必要があると認めるときは、別に定めることができるものとする。

２　奨学寄附金の申込みは、前項の規定にかかわらず、当該寄附金により研究を担当する教員が、学長に提出するものとする。

３　学長は、奨学寄附金又は研究助成金（以下「奨学寄附金等」という。）の受入れについて、静岡県立農林環境専門職大学外部資金受入審査機関に関する規程に定める外部資金受入審査機関（以下「外部資金受入審査機関」という。）の意見を聴くものとする。

４　前項の場合において、外部資金受入審査機関は、意見書を学長に提出するものとする。

（研究助成金の寄附）

第６条　研究助成金を支給された教員は、これを本学に寄附するものとする。

２　研究助成団体からの採択通知を教員が受領したこともって、当該教員から本学への当該研究助成金の寄附があったものとみなす。

（受入れの決定）

第７条　寄附金の受入れの決定は、学長が行う。

２　前項の規定にかかわらず、奨学寄附金については、学長が、第５条第３項の規定に基づく意見を聴き、その受入れの決定を行う。

３　前２項の規定により寄附金の受入れを決定したときは、学長は、寄附申込者に寄附金受入承諾書兼入金依頼書又は奨学寄附金受入承諾書兼入金依頼書を送付するものとする。

４　学長は、寄附金の入金を確認したときは、寄附者に対して、速やかに、寄附金受領証明書又は奨学寄附金受領証明書を送付するものとする。

５　前３項の規定は、研究助成金に準用する。この場合において、第２項中「前項の規定にかかわらず、奨学寄附金」とあるのは「研究助成金」と、第３項中「前２項の規定により寄附金」とあるのは「前項の規定により研究助成金」と、「寄附申込者」とあるのは「研究助成団体」と、「寄附金受入承諾書兼入金依頼書又は奨学寄附金受入承諾書兼入金依頼書」とあるのは「請求書」と、「寄附金」とあるのは「研究助成金」と、「寄附者」とあるのは「研究助成団体」と、「寄附金受領証明書又は奨学寄附金受領証明書」とあるのは「受領通知書」と読み替えるものとする。

６　第３項及び第４項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、寄附金受入承諾書兼入金依頼書及び寄附金受領証明書の取扱いについて、別に定めることができるものとする。

（奨学寄附金の学部等への配分）

第８条　奨学寄附金のうち、奨学寄附金の使途が包括的に指定された奨学寄附金の学部等への配分方法については、学長が別に定めるものとする。

（使途の変更等）

第９条　学長は、寄附金の目的が達せられ、残額を他の使途に使用する場合は、寄附金の使途の変更等を行うことができるものとする。

２　奨学寄附金等により研究を行う教員が、本学を退職し、引き続き他の大学又は研究機関（以下「研究機関等」という。）で学術研究を継続する場合において、当該教員が所属する部局の長が、当該他の研究機関等への奨学寄附金等の移替えが相当と認めるときは、奨学寄附金・研究助成金移替え申請書により、学長に奨学寄附金等の移替えを申請するものとする。

３　学長は、前項に規定する申請が適当であると認められ、かつ当該他の研究機関等の長の同意が得られた場合、当該教員に配分した奨学寄附金等の残額を、当該他の研究機関等に移し替える。

４　第５条第３項及び第４項、第６条、第７条、第７条第２項から第４項まで、前条並びに第１項の規定は、教員が他の研究機関等から本学に採用されることに伴い、当該他の研究機関の長から移替えの申出があった奨学寄附金等に相当する現金に準用する。この場合において、第７条第２項中「奨学寄附金」とあるのは「奨学寄附金等」と、第３項中「寄附金」とあるのは「奨学寄附金等」と、「寄附申込者」とあるのは「教員の前所属研究機関等の長」と、「寄附金受入承諾書兼入金依頼書又は奨学寄附金受入承諾書兼入金依頼書」とあるのは「移替え依頼書」と、「寄附金」とあるのは「奨学寄附金等」と、「寄附者」とあるのは「教員の前所属研究機関等の長」と、「寄附金受領証明書又は奨学寄附金受領証明書」とあるのは「受領通知書」と読み替えるものとする。

（委任）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いについて必要な事項は、学長が別に定める。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。